# 地域への緑化指導・相談事業実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、姫路市緑の基本計画に基づき、市内の地域緑化を推進するため、(一財)姫路市まちづくり振興機構より講師を派遣し、市民等に対し緑に関する専門的なアドバイスを行う「地域への緑化指導・相談事業」について必要な事項を定める。

# 第2 事業内容

緑化意識の高揚を図るため、公民館、市民センター及び学校等において花と緑の講習会等の開催を希望する者に対し、(一財)姫路市まちづくり振興機構が認めた場合に講師を派遣する。

## 第3 派遣講師

派遣される講師は、(一財)姫路市まちづくり振興機構職員とする。

### 第4 派遣の対象

派遣の対象は、原則として、姫路市内に主たる活動拠点を置く民間団体、学校、自治会、公民館及びボランティアグループ等で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 花と緑のまちづくりの推進及び緑化意識の高揚を図ることを目的としたものであること
- (2) 原則として、姫路市内で開催されるものであること
- (3) 原則として、申請団体が実施主体として行うものであること
- (4) 主として姫路市内に居住する者又は姫路市内に通勤又は通学する者を対象として開催すること
- (5) 参加者数が概ね 10 名以上であること
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れのないこと
- (7) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること
- (8) 参加者から材料費等の費用を徴収する場合は、その金額が社会通念上適正であること

#### 第5 派遣期間

講師を派遣する期間は、原則として、次に掲げる日を除く午前9時から午後5時までとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)

### 第6 派遣の制限

原則として、1団体につき当該年度内での実施は、半期において最大1回とする。

(上半期:4月から9月、下半期:10月から3月)

## 第7 派遣の手続き・申請・決定等

- (1) 講師の派遣を依頼したもの(以下「依頼団体等」という。)は、(一財)姫路市まちづくり振興機構緑化推進部と内容及び日程等を事前調整のうえ、派遣希望の4週間前までに、「地域への緑化指導・相談事業実施申請書(第1号様式)」を(一財)姫路市まちづくり振興機構緑化推進部に提出するものとする。
- (2) 申込みの受付は、予算の範囲内で先着順とする。
- (3) (一財) 姫路市まちづくり振興機構緑化推進部は、前項の依頼があった場合、審査の後その諾否を決定し、「地域への緑化指導・相談事業決定通知書(第2号様式)」により、依頼団体等に通知するものとする。
- (4) 前項の審査の結果、講師の派遣を行わない場合は、「地域への緑化指導・相談事業決定通知書(第2号様式)」により、理由を記載の上、依頼団体等に通知するものとする。
- (5) 依頼団体等は、必要に応じて講習会等の周知・広報を行う。

## 第8 費用の負担

- (1) 講師が講座等で使用する会場及び機材等については、依頼団体等が準備するものとし、その経費については依頼団体等が負担するものとする。
- (2) 講師の交通費については、(一財) 姫路市まちづくり振興機構緑化推進部が負担する。
- (3) 講師への謝礼は、不要とする。

# 第9 内容の変更等の届出

依頼団体等は、講師派遣の決定通知を受けた後に、当該派遣に係る講習会等を中止する場合又は内容を変更する場合は、直ちに(一財)姫路市まちづくり振興機構緑化推進部に届け出なければならない。

# 第10 実績報告

依頼団体等は、講習会実施後 2 週間以内に「地域への緑化指導・相談事業実施報告書(第 3 号様式)」を(一財) 姫路市まちづくり振興機構緑化推進部に提出しなければならない。

## 第11派遣の取り消し

(一財) 姫路市まちづくり振興機構緑化推進部は、講師の派遣を決定した後、突発的な事態等が生じた場合は、派遣の決定を取り消すことができる。

# 第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、(一財)姫路市まちづくり振興機構緑化推進部が決定する。